二　その他東日本大震災（震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）による被害を受けた施設給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。）について、同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費を支給する都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（特定被災地方公共団体を除く。）

○厚生労働省告示第二百号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十七条第一項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「震災特別法」という。）第八十七条第一項に基づき厚生労働大臣が定める市町村は、次のとおりとする。

一　震災特別法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの又はこれに準ずる市町村として政令で定めるものであって、特定被災地方公共団体（同条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいい、市町村に限る。以下同じ。）でないもの

二　その他東日本大震災（震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）による被害を受けた支給決定障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）について、同法第十九条第一項に規定する介護給付費等を支給する市町村（特定被災地方公共団体を除く。）

○中央労働委員会告示第三号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十七日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

第一号の表の独立行政法人製品評価技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中「本部長」及び「部門長」を削り、「センター長」を「特許微生物寄託センター長」に改める。

○農林水産省告示第千二百号

東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令（平成二十三年農林水産省令第四十号）第一条（同令第二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第一条（同項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める書面を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定による報告（同条第一号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第十五条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

三　当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村（特別区を含む。）の長が発行する書面

○農林水産省告示第千二百一号

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第四十四号）第一条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定する県を次のように指定する。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

岩手県　宮城県　福島県

○農林水産省告示第千二百二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条第一項の規定に基づき、東日本大震災に係る同項に規定する都道府県として青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県を指定する。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第千二百三号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十三年二月十八日農林水産省告示第四百三十四号（平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「二千六百トン」を「二千七百十七トン」に改める。

○農林水産省告示第千二百四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十七条第二項の規定に基づき、平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第二号中「申請者がそれぞれ申請する」の下に「年間の」を加える。

第四号を次のように改める。

四　前号の基準により割当てを行った場合において、当該割当てを受けた者が廃業その他の事由によりみなみまぐろを採捕しないこととなった結果、その者に割り当てられた年間の漁獲量の限度に残余が生じるときは、申請した年間の漁獲量の限度に満たない割当てを受けた申請者であって当該残余分の割当てを受けようとするもの（以下この号において「追加希望者」という。）に、当該残余分を追加希望者の数で除して得た量を基礎とし、追加希望者の操業の能力等を勘案して、追加希望者がそれぞれ申請した年間の漁獲量の限度を超えない範囲内で当該残余分を割り当てるものとする。

本則に次の一号を加える。

五　第三号の基準により割当てを行った場合において、当該割当て後に割当量に増加が生じたときは、申請した年間の漁獲量の限度に満たない割当てを受けた申請者であって当該増加分の割当てを受けようとするもの（以下この号において「追加希望者」という。）に、当該増加分を追加希望者の数で除して得た量を基礎とし、追加希望者の操業の能力等を勘案して、追加希望者がそれぞれ申請した年間の漁獲量の限度を超えない範囲内で当該増加分を割り当てるものとする。

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字五日市第三地割八四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市長坂六六の一・佐比内九八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備